

地域における協力に関する協定

東大和市（以下「甲」という。）は、日本郵便株式会社武蔵村山郵便局及び東大和市内郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、東大和市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

(1) 障害者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気づいた場合

(2) 道路の異状を発見した場合

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

(4) 消防水利、マンホール等の鉄蓋及び消防水利標識等の破損を発見した場合

(5) その他目的を達成するために必要な事項が発生した場合

2 前項の規定にかかわらず、高齢者の何らかの異変に気づいた場合については、甲と乙が締結した「東大和市高齢者見守りネットワーク～大きな和～に関する協定書」に基づき対応するものとする。

（個人情報の保護等）

第3条 前条の規定により乙が甲に情報を提供した場合において、甲及び乙は、知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱いに関し必要な措置を講ずるものとし、その他の活動に利用してはならない。

2 前項の規定は、協定を終了した後も、同様とする。

（免責）

第4条 乙は、第2条の規定による情報の提供をした場合及び提供をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がな

い場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年1月25日

甲 東大和市中央3丁目930番地
東大和市
東大和市長

乙 武蔵村山市学園3丁目24番1号
日本郵便株式会社武蔵村山郵便局及び
東大和市内郵便局
代表者 日本郵便株式会社
武蔵村山郵便局長

(武蔵村山郵便局及び東大和市内郵便局)

郵便局名	所在地
武蔵村山郵便局	武蔵村山市学園3丁目24番1号
東大和南街郵便局	東大和市南街5丁目64番9号
東大和新堀郵便局	東大和市新堀3丁目11番13号
東大和清水郵便局	東大和市清水6丁目1190番2号
武蔵大和駅前郵便局	東大和市清水3丁目799番地
大和郵便局	東大和市奈良橋5丁目775番地
東大和芋窪郵便局	東大和市芋窪3丁目1731番6号
東大和向原郵便局	東大和市向原3丁目816番60号
東大和上北台郵便局	東大和市上北台1丁目4番12号